

議会運営委員会申し合わせ事項

(平成31年2月14日議会運営委員会確認)

この申し合わせは、尾張旭市議会運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 1 委員会の委員は、おおむね会派の所属議員数の比率によって選出するものとする。
- 2 委員会は、次に掲げる事項に関し、調査・調整又は審査する。
 - (1) 委員会所管の議案、陳情等に関する事項
 - (2) 議会の運営に関する事項
 - ア 会期及び議事日程に関する事
 - イ 議席の決定に関する事
 - ウ 議案の審議方法に関する事
 - エ 議会で使用する氏名の表記に関する事
 - オ その他議会運営に関する事
 - (3) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - ア 会議規則、委員会条例に関する事
 - イ 市長の専決処分事項の指定に関する事
 - ウ その他議会に関する条例、規則等に関する事
 - (4) 議会費の予算に関する事項
 - (5) 尾張旭市議会基本条例の検証及び検討に関する事項
 - (6) その他議長が必要と認めた事項
- 3 議長及び副議長は、委員会に出席するものとする。
- 4 委員のいない会派の代表者及び会派に属さない議員は、オブザーバーとして会議に出席することができる。なお、発言については委員長から求められた場合、又は委員長の許可を得た場合に行うことができる。
- 5 委員会を秘密会にする議決があったときの委員以外の議員（オブザーバー、傍聴議員）については、原則として退席を求めないものとする。
- 6 議員一般選挙後、委員会の委員が選任されるまでの間、委員会の所管事項の内必要な事項については、各派代表者会に委任するものとする。
- 7 議員は、決定事項に係る事項を尊重し、順守するものとする。
- 8 その他、委員会の運営に関して必要な事項が生じた場合には、その都度協議する。